

令和4年第10回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和4年10月7日(金) 午後1時30分から午後1時55分まで

2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室

3. 出席委員 (18人)

会 長	19番	谷 則男
委 員	1番	北澤 良祐
	2番	服部 茂
	4番	奥村 郁雄
	5番	稲田 正文
	6番	村田 清美
	7番	田村 勝美
	8番	阪部 幸弘
	9番	西村 修
	10番	森澤 明
	11番	上田 國和
	12番	園田 正夫
	14番	奥 哲郎
	15番	新井 泉次
	16番	森島 孝司
	17番	新井 源吾
	18番	木村 正樹
	20番	堀井 吉夫

4. 欠席委員 (1人)

13番 中村 安秀

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 報告 第31号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日 程 第 5 議案 第33号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認
について(利用権貸借)

日 程 第 6 報告 第25号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(専決)

日 程 第 7 議案 第26号 農地法第5条第1項の規定による届出について(専決)

農業委員会事務局職員

事務局長 上田 周児
事務局 岡 正樹
事務局 田畑 徹
事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	<p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。</p> <p>議席番号13番中村委員から欠席届が提出されています。</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員13名中12名、推進委員6名中6名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>(挨拶)</p>
会長	<p>先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。</p> <p>只今より、令和4年第10回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。</p>
会長	<p>日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、14番 奥委員、15番 新井 泉次委員よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方にお願いたします。</p>
会長	<p>日程第3、議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し受付番号18番を事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>受付番号18番について説明します</p> <p>内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市中 ●● ●●です。</p>

権利の種類は3条の有償移転です。

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。農地は適正に管理されており、譲り受けた後も家族で管理されるので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号18番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します

会 長 受付番号19番を事務局から説明いたします。

事務局 受付番号19番について説明します
内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市市辺 ●● ●です。
権利の種類は3条の有償移転です。

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。農地は適正に管理されており、譲り受けた後も問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号19番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定

します

会 長 受付番号20番を事務局から説明いたします。

事務局 受付番号20番について説明します
 内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市寺田 ●● ●●●、●● ●●です。
 権利の種類は3条の無償移転です。●● ●●さんは●● ●●●、●● ●●さ
 んの息子です。

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。農地は適正に管理されており、所有権の世帯内移転なので問題な
 いと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

●●委員 所有権の五分之一を、親から子でなく子から親への贈与されるのは、何か理由があ
 るのですか。

事務局 譲受人からは、節税効果を図るためと聞いております。

会 長 他に質疑はありませんか。質疑がないので、採決に入ります。
 受付番号20番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
 (全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を
 満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定
 します

会 長 日程第4、議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上
 程し、受付番号34番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号34番について説明いたします。
 土地の所在は、城陽市寺田 地目は畑 面積347平方メートル 所有権移転です。
 譲渡人は 城陽市寺田 ●● ●●●です。
 譲受人は 城陽市寺田 ●● ●●
 分家住宅を建築するためです。

場所は市街化調整区域、農業振興地域、農用地ではありません。

現況は畑です。北側は宅地、東側は道路、南側は旧●●●●●●●●、西側は畑です。

雨水排水は前面道路側溝へ排水し、雑排水は公共下水道に排水します。

隣接農地所有者から同意書が提出されています。

南部土地改良区から意見書が提出されています。

・雨水排水については転用地内に排水路を設置し、転用地東側の排水路へ放流すること。

なお、排水計画を含む全体計画図を提出し、計画図面のとおり施工すること。

・今回の転用に関する内容を十分に説明されたのち、隣接耕作者の同意書を添付すること。

管理課からは

- ・申請地東側に存する市道を取り込まないように注意してください。
- ・市道に関する工事を行う場合は道路法による協議を行ってください。
- ・土地形状の変更をされる場合は隣接地の排水を考慮してください。
- ・土地利用による土砂及び雨水の流出がないよう対応してください。

環境課からは

・現場作業が発生する場合は出来る限り騒音・振動が発生しないよう対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

農政課からは

- ・周辺農地に影響がないように配慮してください。

文化スポーツ推進課からは

- ・●●●遺跡の範囲となりますので埋蔵文化財発掘の届出の提出をお願いします。

資料1に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。隣接農地所有者から同意書が提出されており、宅地や道路に囲まれており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

●●委員 資料1-5の理由書について、詳細な記載が望ましいと思われるので、書類確認時には注意頂き、資料1-7について宛先の記入がないのは何故なのですか。

事務局 書類確認時には注意して指導を行います。資料1-7については建築確認申請のなかの確約書を参考資料としたためです。

会 長 他に質疑はありませんか。質疑がないので、採決に入ります。受付番号34番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願ひます。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

会 長 日程第5、議案第33号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定についてを上程し、受付番号45番、46番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号45番、46番については同一借受人のため取りまとめて説明します。
受付番号45番について説明します。
本案件は令和3年11月1日～令和4年10月31日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。

受付番号46番について説明します。
利用権設定の新規設定です。使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。

借り手はともに城陽市平川 ●●●●●●●● ●●●●● ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。申請地は梅の木が植樹されておりますが、維持管理が困難となつてきており、借受人が管理されるので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号45番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号46番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

雨水は前面水路に排水、雑排水は公共下水道に接続しています。

管理課からは

- ・申請地西側に存する市道を取り込まないように注意してください。
- ・市道に関する工事を行う場合は道路法による協議を行ってください。
- ・申請地西側の●●●●排水路及び申請地北側水路を取り込まないように注意してください。
- ・●●●●排水路及び水路に関する工事を行う場合は水路等管理条例による協議を行ってください。
- ・土地形状の変更をされる場合は隣接地の排水を考慮してください。
- ・土地利用による土砂及び雨水の流出がないよう対応してください。

都市政策課からは

- ・建築基準法に基づく仮設建築物の変更申請等の手続き要否について京都府山城北土木事務所で確認してください。

環境課からは

- ・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないよう対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。
- との意見が付されています。

資料2に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。届出があった一時転用の期間延長であり、雨水等についても問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第7を終了します。

会 長 以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第10回定例総会を終了致します。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしく願いします。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員